

社会保険適用拡大 規模要件撤廃 先送りへ?

いつもお世話になっております。

社会保険適用拡大に関し、企業規模要件に関して新たな方針が出たためご案内します。

厚生労働省はパート労働者の厚生年金の加入拡大に向けた改革をめぐり、企業規模要件の撤廃時期を2035年にするようです。当初の予定の29年から6年間先送りすることになります。自民党内で中小企業の負担に懸念が広がっていることへ配慮しているようです。

パート労働者は現在、企業規模が5人以上、所定労働時間が週20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件をすべて満たすと厚生年金に加入し保険料を納める義務が発生します。保険料は月収の約18.3%を労使で折半するため、労働者の取り分が減ることはもちろん、企業側にも大きな負担があります。

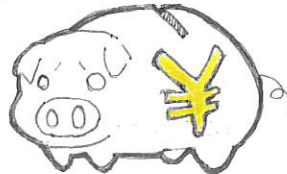
① パート労働者の厚生年金加入後3倒し案は下記の通りです。

企業(現在は5人以上)		29日案	
1月24日案			
時期	規模	時期	規模
27年 10月	21人以上	27年 10月	36人以上
29年 10月	規模要件 なし	- 29年 10月 -	21人以上
		- 32年 10月 -	11人以上
		35年 10月	規模要件なし
既存の個人事業所(5人以上).		見送り	
33年10月までに			
新設の個人事業所		29年 10月	
29年 10月			

加入拡大が選ばれるのは企業だけでなく、5人以上の個人事業所をめぐっても、全業種への拡大を目指していたが、慎重論を受け、今回の案では既存事業を対象とすることも見送ったようです。

いかがでしょうか。

この調子でどんどん先送りにされることを願ってありますが、さすがに厳しいでしょうか。でも、今後も変わるかもしれませんね。



メールマガジン配信希望の方は下記メールアドレスまでご連絡ください。

〒631-0076

奈良市富雄北3-20-33-306

(有)ムシマル労務サービス

マツムラ社労士事務所

TEL 0742-47-5222

FAX 0742-47-5527

http://www.musimaru.com/

E-mail: musimaru@kcn.ne.jp